

◎31番（坂本茂雄君） それでは、私のほうから、1問1答で質問をさせていただきたいと思いません。

まず、県庁の働き方についてであります。

私は、これまで、県庁職員の長時間労働の解消や時間外労働の縮減を求めて、平成25年から5回にわたって質問を行い、令和2年2月定例会の際には、3,300人体制の時限的な見直しに当たって、真に時間外労働の縮減につながる組織づくりに取り組むことについての本気度を濱田知事にお尋ねしました。

知事は、その際「風通しのよい職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの実現、障害のある方も働きやすい職場づくり、職員の健康管理を基本方向として掲げ、これらに取り組むことは、組織として最大の成果を上げていくために必要不可欠なものと考えており、職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくりを進めていく」と、答弁されました。

しかし、その後の県庁職場で、それなりの取り組みはされたものの、知事の本気度が伺える取り組みのように、率直に言いまして、私には見えませんでした。

今回の県庁内の働き方改革は一定評価するものの、初日の土居央議員の答弁では、「本県こそが、新しい働き方の確立に向けて、全国の先導役となって挑戦したい」との思いで「職員一人一人が意識的に日常の働き方を見直すことにより、長時間労働是正に向けて自律的に機能する県庁組織へと生まれ変わるため」に行う社会実験だと説明されました。

そうだとしたら、そう判断しなければならぬほどの高知県庁の働き方だったという理解でいいのか、知事に、事例を挙げていただいて、見解をお願いしたいと思います。

◎知事（濱田省司君） 高知県庁のみのという話ではございませんで、これは我が国の社会全体の課題として、男性中心とした長時間労働を前提とした働き方というものが職員の心身の健康の障害、あるいは、出生率の低下、あるいは、女性の活躍の阻害、こうしたことの原因となっているのではないかという指摘がされておまして。私は、この指摘は大なり小なり県庁においても例外ではないというふうに考えております。

私自身、県庁におきましても、例えば、少子化対策という観点から男性の育休取得促進の旗振りをしてまいりました。そうした中で、ただ、その代替職員の配置とか、そういったことを考えたときに、やはり働き方改革全体をしていかないといけないという声をお聞きしました。

さらに、女性の管理職登用、これも議会での強い御意見もございまして、女性職員にそうしたことを働きかける中でも、今のような長時間労働前提の働き方が続くのでは、管理職になりたくても、これはやっていく自信がないというようなお話も聞きました。

そうしたことを踏まえますと、やはり仕事と家庭の両立ができる働き方改革全般をしっかりと進めていく必要があるという思いに至ったというのが、背景でございます。

こうした状況を改善いたしますためにも、全国に先駆けて、一種の社会実験とも言うべき新たな挑戦に踏み出したいという思いに至りました。

人口減少が進行する一方で、豊かな自然のもとでゆとりのある生活スタイルを実現できるのが本県の強みだと思います。そうした本県こそが、こうした新しい働き方の確立に向けて、全国の先導役となりたいと、そういう思いであります。

◎31番（坂本茂雄君） そういうことを踏まえて、今回の新たな制度の導入ということになるわけですが、やはり言われたように、この高知県庁においても、長時間労働や、さらには、メンタル疾患を始めとした長期病休者の実態、そういったこともあったわけで、それらを踏まえて、今回の制度では、現職の正規職員が在職のまま短時間勤務職員の採用試験を受験することも可能となっています。新たに導入される採用枠の短時間勤務職員とまではならなくても、多様な働き方を求

める現在の正規職員も多くいるはずです。

そこで、現行の各種休暇や部分休業制度のあり方の再検討を行い、全ての職員が働きやすい環境を整備することも必要と考えますが、総務部長にお聞きします。

◎総務部長（清水 敦君） 全ての職員が働きやすい環境を整備することは重要でありまして、育児や介護を要件とした休暇休業制度については、国に準拠しながら、順次、見直しを図ってきたところでございます。

職員アンケートの結果では、休暇休業制度のさらなる拡充を求める声はほとんどなかったことから、現時点で検討の必要性は感じておりません。

一方で、育児や介護といった事情の有無に関わらず、職員のライフスタイルに即して選択ができるよう多様な働き方につながる制度の整備を希望する声は一定ございます。

こうしたことから、職員のニーズに応じた多様な働き方の選択肢として、早出・遅出勤務ですとか、テレワークなどの制度を整備・拡充して、利用の促進に取り組んでいるところでございます。

また、職員からは、管理職の声がけがあったほうが制度を利用しやすいといったような声もあったことも踏まえまして、妊娠・出産時期に加えまして、小学校3年生までの子供がいる職員と、その所属長が面談を実施することとしまして、その中で利用できる休暇等の制度を個別に案内するということとしております。

引き続き、職員への周知を図るとともに、職場全体で職員同士のサポートし合う体制を整え、制度の利用を促進するとともに、全ての職員が働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 各種休暇や休業制度についての検討を求めるニーズがなかったということではありますが、今後そういったニーズがあった際には、ぜひ執行部としても、しっかりと受けとめて、検討していただきたいというふうに思います。

また、職場によっては、新たな勤務形態の短時間勤務職員と従前からのフルタイム正規職員、さらには、会計年度任用職員が同時に勤務することになる職場も出てくることとなります。

そこでは、短時間勤務職員だけでなく、フルタイム正規職員や会計年度任用職員などについても、同様に働きやすさが配慮されるべきであって、事務事業の見直しも含め、職場全体が風通しのいい働きやすい環境をどのように追求されていくのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 今回の取り組みを進めるに当たりまして、先日、ワーク・ライフバランス社との協定を締結いたしまして、時間外縮減の取り組みを推進していくことといたしました。同社は、これまでに3,000 を超える自治体あるいは企業などへの働き方改革に関するコンサルタントの支援実績がございます。

具体的な取り組みといたしましては、例えば、幹部職員が事務事業の見直しも含めた働き方改革を、スピード感をもって進めるための会議や、全職員対象の研修、伴走支援のもとで進めますモデル職場での取り組みの実施などを想定しております。

こうした取り組みを進めますことで、職員が本音で話し合える環境をつくりまして、それが風通しのいい、働きやすい職場をつくることにつながるものと考えます。

一例でございしますが、同社がとっておられる会議の一つの進め方のノウハウとしまして、例えば、職場で時間外勤務をどう縮減していくかと話し合いをするときに、従来型ですと、順番に意見を発表していくという方法が採られますけれども、同社の編み出した一つのスキルと言いますか、形式は、それぞれが付箋に思い思いに書いて、同時に出し合って、照合するというようなやり方を考えられているようであります。

それによって、上司とか、目上の方にそんたくして本音が言えないということではなくて、自分

の思いが自由に発表できると、そういった、例えば、ノウハウも提供していただけないかと思いません。

長時間労働の是正のためには、職員一人一人が意識的に日常の働き方を見直しまして、自律的に機能していく県庁組織へと生まれ変わることが必要だと思います。私自身が先頭に立ちまして、全力を挙げて取り組む決意であります。

◎31番（坂本茂雄君） 続きまして、時間外勤務手当の割増率の時的な引き上げについて、お尋ねします。

割増率の増額によりコスト意識を高め、結果的に長時間労働を是正する狙いということですが、業務の見直しや人員の適正な配置抜きに割増率だけ増額して、時間外勤務の縮減を図るのでは、コスト管理面にばかり目が向くことへの懸念が生じます。

そのようなことにならないための時短ハラスメント、いわゆるジタハラ対策など、管理職員研修はどのように行われるのか、総務部長にお聞きします。

◎総務部長（清水 敦君） 長時間労働の是正に向けましては、単なる時間管理だけではなくて、業務の平準化、職場内での業務分担の調整などの対策のほか、そもそもその業務が必要なのかといった観点からの見直しが必要でありまして、そうした議論をするためには、管理職の役割は大変重要になってくるというふうに思います。

こうした取り組みを実践するために、先ほど知事から話もありましたけれども、ワーク・ライフバランス社の協力を得ながら、管理職を対象とした研修も実施してまいります。

具体的には、働き方改革のための具体的な手法ですとか、他団体の事例紹介、それから、ワークショップを通じた課題の共有と解決策の検討など、マネジメント力を高めるための実践的な研修を予定しております。

一方で、長時間勤務の是正は管理職だけの問題ではございません。職員一人一人が意識的に日常の働き方を見直すことが必要と考えておりますので、県庁職員が一丸となって成果を得てまいりたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） かつて、県庁職場の中ででありました、やはり、時間外をしても出せないという雰囲気があったりした、そういうようなことも過去にはあるわけですので、それが、一層強まることが、今回の制度導入によって懸念されていますから、そこはそうならないように、きちんと配慮した取り組みをお願いしておきたいと思えます。

そして、1年間の時的実施で予定されておりますが、時間外勤務時間の約2割縮減を1年間で目指すというふうにされています。単なる前年との比較のみで、管理職を含め職員の時間外勤務に対する意識変化の促進をどのように検証するのか、総務部長にお聞きします。

◎総務部長（清水 敦君） 意識の把握はなかなか難しいところであるのですが、現在、職員の仕事や暮らしに関する率直な考え方を把握するために、働き方改革に関するアンケートを実施しております。この調査は、現在の職員の意識を把握するものとして、職場での業務上の課題等について自由に意見を出せる雰囲気なのか、ですとか、仕事を効率よく進めることができているかといったことを項目に入れております。

今回の社会実験的な取り組みを実施した上で、同様のアンケートを事後にも行って、職員の意識の変化を検証したいというふうに思っております。

また、そのほかにも、個別の研修後のアンケートもとりまして、モデル職場を選んで取り組みを進めるところもしますので、そういったところでの実施結果などもあわせて分析しまして、総合的に

検証を進めてまいりたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） とにかく、社会的実験とも言える制度を導入したわけですが、その成果がどういうふうに出ていくのか、これから執行部一丸となって取り組んでいただきたいと思いますが、それが過度にやり過ぎるというようなことないように、ぜひお願いしておきたいと思いません。

続きまして、精神障害のある方の医療費助成の問題について、お尋ねします。

精神障害のある方の医療費助成問題については、これまで、当事者・家族の皆様の声を聞き、他県の実施状況や市町村の意向調査を踏まえ、現行の医療費助成制度に精神障害のある方を加えることでの検討がされてきました。

現在、高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議において、議論を積み重ねられている中で、その制度設計において、実施主体の市町村も、財政論や他障害との均衡の問題などで苦慮されていると思われまます。

第5回関係者会議で具体案を提起されるような方向性が、前回の検討会で言われていましたが、その方向性の柱となる助成対象とする障害の程度については、当事者の要望が最大限尊重されるべきであり、これこそが大前提でなければならないと思っています。

そのような中で、関係者会議の会長が、前回関係者会議で、「精神障害は他の障害と異なり、症状に波があり固定しないということが当事者や家族が苦慮している点である。そういったことを踏まえ、もう一段検討していただき、制度の案や要綱案などを次回の会議で示していただきたい」と言われていましたが、この発言を受けて、どう検討されているのか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（西村光寿君） 第4回会議におきまして、会長からは、次回の会議では制度の素案を示してほしいとの指示がございまして、その際にあわせて、議員からお話があったような発言がございました。

精神障害は症状に波があり固定しないということにつきましては、これまでも当事者や御家族からそういったお話をお伺いしてきたところでございます。この発言につきましては、制度の素案を作成する上で、その点を考慮してほしいという意図として受けとめておりまして、こうした点を踏まえ、素案を作成していきたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） 次回の関係者会議で明らかにされるということで、今の段階ではいろいろ言えない面もあろうかとは思いますが。

ただ、やはりその中で、いろいろと意見が出される中でも、当事者に関係する委員の方からは、本当に等級で考えるにしても、等級による差別化をなくして1から3級全て対象にしていいただきたいとか、あるいは、全ての診療科を対象にしていいただきたい、さらには、所得制限をなくしていただきたい、そういったことなど含めて、いろんな思いが出されてきたわけですが、そんな中で、財源がないというふうに言われたら、何も言えなくなってしまうというふうに、関係者の委員はこぼされてきました。

実は、12府県、462市町村における医療費助成を調査された日本福祉大学の青木聖久先生は、長野県の10の市町村では一般診療科の通院・入院も含めて3級までを対象にし、医療費助成を行っていたことを、調査結果で明らかにしています。その際、これらの小規模自治体は、財政と別の視点からその意義を見出しているのだらうとおっしゃっています。

高知県もそんな視点を持って、ぜひこの制度の内容を、会長が言われたように、もう一段深く掘り下げて検討していただきたいと思えますけれども、そんな思いで事務局的には議論されているの

でしょうか。

◎子ども・福祉政策部長（西村光寿君） 先ほど申し上げましたけれども、精神障害は症状に波があり固定しないというふうなことで、そういった御意見なんかもいただいておりますので、そういった点をしっかりと踏まえながら、案について考えていきたいとしております。

◎31番（坂本茂雄君） 繰り返しですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

この制度議論を始めるに当たって、制度の実施は各市町村の判断が前提となることから、昨年の市町村の意向確認段階での市町村の思いを受けとめた形で検討が開始されました。

しかし、検討の中では、自立支援医療制度の利用や自己負担を取らないことによる国民健康保険における公費負担の減額調整措置といった懸念される背景があることも出されています。市町村の負担軽減が図られることが求められていると言えます。

県としては、市町村の懸念や負担解消をどのように図られようとしているのか、十分に明らかにされていない現状であります。

これらの方向性が見えないままでは、市町村も制度の内容について判断しかねる面もあると思ひますが、県の市町村負担の解消への支援の方向性について、明らかにした上で、今後の関係者会議を進めるべきではないか、子ども・福祉政策部長にお尋ねします。

◎子ども・福祉政策部長（西村光寿君） 関係者会議の中におきましては、委員として参加している市町村から、財政負担について懸念の声が示された中で、特に、国の自立支援医療制度との適用関係に関する声が多く聞かれました。これは、今般議論している医療費助成制度に精神障害が加わりますことで、本来優先的に利用されるべき国の制度が利用されず、市町村の財政負担がふえるのではないかというものでございました。

県としましても、こういった懸念を払拭し、できるだけ市町村の財政負担の軽減に努めたいと考えております。

そのため、例えば、医療機関の協力を求める方法など対応策につきまして、前回の会議でお示しして、市町村からは一定の御理解をいただいていると考えております。

今後とも、市町村の意見をしっかりと聞きしながら、丁寧に議論を進めてまいります。

◎31番（坂本茂雄君） やはり、今、こういった議論が市町村のさまざまな負担も含めて、悩ましい議論をさせられていることの背景として、やはり、この制度自体が、国の事業として制度化されていない、そういうことに問題があるのではないかというふうに思っています。

精神障害のある方だけに限らず、身体障害や知的障害のある方も含めた重度の障害がある方への医療費助成制度は、全国どこの市町村に暮らしても格差があってはならず、お互いの自立に向けた医療費助成制度とされるべきだと思います。

県としましても、国の事業として制度化することを求めてきたということですが、今後も知事会への働きかけを含め、どのように具体化していくつもりか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 重度の障害のある方に対します医療費助成制度は、対象となります障害の種別範囲は異なっても、全ての都道府県で既にこの支援が実施されているという状況であります。

また、県の関係者会議の中でも、当事者団体の委員からも御意見がございましたし、ただいま議員からもお話があった点は、私自身も同感でございまして、私自身も、例えば、子供とかひとり親、障害者、こういった社会的に弱い立場にある方々への基幹的な経済的な支援については、国が制度として財源も含めて責任をもって対応していただく必要があるというふうに考えております。地方

団体の財政力の差で、このサービスの差があるということがあってはならない制度だと、本来は思っております。

こうした観点から、本県では全国知事会を通じまして、国に対しまして、重度障害者に対します医療費助成制度の整備、必要な財政措置を創設することを繰り返し提言してまいっております。

今後も早期に実現が図られますように、全国知事会を通じまして、47都道府県の知事の総意として粘り強く提言を行ってまいりたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） ぜひ、今回の制度議論で十分満足のいく制度導入がされればいいわけですが、もしそれが、それこそ当事者の方を含めて納得ができるようなものでない制度として導入された場合には、今、知事が言われたことの取り組みがさらに加速化されなければならないというふうに思います。そういった意味では、ぜひ、本来ならば、今回県が制度導入しようとする内容が、これまでもずっと関係者会議で言われてきた当事者関係者の皆さんが願う、全ての等級の方を対象にした医療費助成制度を実現してくれるということを最大限望んでおりますけれども、それとあわせて、知事の今言われた全国47都道府県の知事が一緒になって、国に対して働きかけていく、この取り組みも全力を挙げてお願いしておきたいというふうに思います。

続きまして、消防の広域一元化についてお尋ねします。

この間、本会議ですべて多くの議員が、消防の広域一元化について質問されています。そういった中では、できるだけ重複を避ける形でお尋ねしたいと思うんですけれども。

まず、県の財政負担のあり方を現在まだ明確にしていけない議論というのは、市町村を困惑させ、現場、議会との間にあつれきを生じさせることになろうとしています。県として、財政支援を何らかの形で行えないかと、知事に聞く予定でしたが、9月26日の岡田議員に関連した答弁をされましたので、その答弁を踏まえて質問させていただきます。

知事は「広域化に伴う市町村の財政負担が過大にふえる場合には、必要な支援を検討したい」と答弁されましたが、過大な負担というのは、どのような目安を持たれているのか、お聞きします。

◎知事（濱田省司君） 過大な負担についてのお話でございますが、率直なところ、現時点ではまだこれについて、具体的・定量的に基準とか目安を示す段階には至っておりません。広域化の検討を進めるに際しまして、まずはできる限り市町村の財政負担が現状の水準から増減しないように、組織再編のあり方、あるいは、費用負担のルールのあり方について検討を進めると、このことがまず先決だろうと。この今、段階にあるということでございます。

また、例えば、現在、消防指令システムが未整備でありまして、今回の広域化によってこうした消防力の水準が他の市町村よりも明確に上昇する、上がるという市町村につきましては、この分についての応分の負担をしていただくということは、これはこれで必要ではないかと考えております。

そうした要素も勘案しました上で、なお、市町村の財政運営全般に大きな影響を及ぼすような規模の負担増が見込まれる場合には、必要な支援を検討する必要があると、これが今の考え方ということでございます。

そうしたことで、今後、検討の進展に従いまして、具体的な検討に移ってまいりたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） 今後検討されるということですが、そういう意味で行けば、次の質問の財政支援内容は、いつごろ明確にされるのか、知事にお聞きしたいというような質問については、答えがないというようなことでよろしいでしょうか。

◎知事（濱田省司君） いつの時期かということでございます。あえて、めどとして申しますと、

先般申しましたように、現状に比べまして負担がふえる市町村、減る市町村が出てまいりと思います。そうしたことがある程度確たる見通しが出てまいりますが、広域化の具体的な中身を決めず、いわゆる実施計画の内容が固まった段階になると思います。これが、詳細な設計図ということでございますので、そんな時期には、この内容が固まった時期には、ちょうど各市町村がこの広域連合消防本部統合に参加するかどうか、最終的に決断を迫られる局面と、時期として重なってまいりと思いますので、そうした時期には、その判断の参考にさせていただく意味でも、県としての支援についてのスタンスを明確にしていく必要があるのではないかとこのように思っております。

◎31番（坂本茂雄君） ちょっと時間がなくなってまいりましたので、すいません。スケジュール感の問題はなかなか難しいと思いますので、飛ばしまして。

次にお尋ねします。

知事が土居議員に対する答弁の中で、「高知市には、中山間地域から多くの転入者がおり、中山間地域があつてこそ発展してきたと考えている」と言及されました。

その答弁を聞いたときに、私は、高知市は、自らの消防力のことだけ考えて、現状維持のまま問題ないなどと言わずに、一元化推進の中核になるべきだと言わんばかりの県の姿勢のように受けとめられました。その姿勢は、今後の議論を進める上で、フラットに議論されようとしている高知市を始めとした各市町村や消防本部に対して、失礼なスタンスではないかとさえ感じました。

各市町村のそれぞれの消防関係者は、消防広域一元化という重い課題と真摯に向き合われているはずです。コーディネートし、責任ある立場の県は、それぞれの市町村長や消防本部や職員間に温度差があつたとしても、それを丁寧に議論して、お互いが置かれた立場を尊重しながら、話を進めていくという姿勢で取り組むべきだと考えますが、知事のこの答弁に対する考えを改めてお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 議員から引用されました答弁につきまして、私の趣旨といたしましては、高知市が組織全体として現状維持のまま問題ないと考えているとは決して申し上げておりません。高知市の消防関係者の中に、個人のレベルでそうした考え方を持つ方がおられるという見方を関係者から伺いましたので、答弁の中で御紹介申し上げたということでもあります。

今、議員からもお話がございましたように、市町村間のレベルを言いましても率直に言って温度差がございます。ということは、個人のレベルでも明らかに温度差というのはあるということだと思います。同じ市町村の中でもさまざまな御意見をお持ちの方がいるのは当然ということだと思いますが、県といたしましては、市町村を代表する立場の方々との意見交換に誠意を持って対応いたしまして、市町村全体のコンセンサスが得られるように、調整に全力で取り組んでまいり考える考えでございますし、この市町村を代表される方が、市町村の中で、さまざまな御意見をお持ちの方を説得していただくという場面もあろうかと思っておりますので、そういう場面も念頭におきまして、私は先ほどの答弁をさせていただいたということでございます。

◎31番（坂本茂雄君） ぜひ、この課題、本当に、各市町村、大変重要な課題として、皆さん御議論されていると思います。ぜひ、丁寧に、そして、対等に向き合いながら、御議論をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

災害対策基本法等の一部改正について、お尋ねします。

まず、今年7月に、災害対策基本法などが改正施行されました。

国は「被災者に対する福祉的支援等の充実」と「被災者援護協力団体の登録制度の創設」を中心に、地方公共団体への支援強化、広域避難の円滑化などを進めようとしています。

災害対策基本法や災害救助法の改正で、期待される制度の充実もありますが、一方で、懸念され

る運用面も生じてくるのではないかという心配もあります。

本県として、今回の法改正を踏まえて、今後の復旧・復興フェーズでどのように生かしていこうと考えられているのか、知事にお聞きします。

◎知事（濱田省司君） 今回の法改正によりまして、被災者に対します福祉サービスの提供が明記されますとともに、被災者援護協力団体の登録制度が創設されました。この福祉サービスの提供に関しましては、高齢者などの要配慮者・在宅避難者などに、多様な被災者への福祉的支援を円滑に実施できますように、DWA Tの体制強化に取り組んでまいります。

また、県といたしましては、新たに創設されました避難所運営、炊き出しなどの支援を行います被災者援護協力団体と、被災時に連携できる体制を構築していくということで、迅速な支援につなげたいと考えております。

本県は、南海トラフ地震によりまして大きな被害が想定されておりました、こうした取り組みを通じまして、復旧・復興期のいわゆる災害関連死の防止、円滑な生活再建支援に生かしてまいりたいと考えております。

◎31番（坂本茂雄君） 今回の法改正の注目すべき内容に、場所の支援から人の支援へという転換がありました。こういったことを受けて、今後、被災者に対する福祉的支援等の充実を図ることを踏まえて、災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向け手引きV e r . 1を改定し、より実践的にすべきではないかと思いますが、危機管理部長にお聞きします。

◎危機管理部長（江渕 誠君） 災害ケースマネジメントにつきましては、県が昨年度に作成した手引きなどを活用して、今年度は、福祉分野の重層的な支援が進んでいる6つの市と町で、実施計画の作成に取り組んでおります。県の手引きにつきましては、実施計画の作成を通じて得られるノウハウを反映しながら、今年度末までに改定を行い、より実践的な内容にしたいと考えております。

具体的には、福祉分野での取り組み事例のほか、実施計画の実例を踏まえたひな形や各種の被災者支援制度の一覧などを盛り込むことが考えられます。

今後も、市町村における災害ケースマネジメントの取り組みが進みますよう、県の手引きなどを用いながら支援してまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 被災者援護協力団体の登録制度が新たに始まる中で、このことを通じて、県内においても、いわゆる災害ボランティアを育成し、組織の活性化、さらには、そのことを通じた災害中間支援組織の立ち上げにつながる面があるだろうというふうに思うんですけれども、子ども・福祉政策部長に、災害中間支援組織の立ち上げの加速化など、県としてどう取り組んでいかれるのか、お聞きします。

◎子ども・福祉政策部長（西村光寿君） 災害中間支援組織は、被災者や被災地の多様なニーズに対応するために、被災地外から支援に来るN P Oなどの活動支援でございますとか、要請や社会福祉協議会等の関係機関との調整を行う組織でございます。

本県におきましては、災害中間支援組織は設置に至っておりませんが、日ごろから、N P Oやボランティアを支援している高知県社会福祉協議会と連携しまして、設置に向けて協議を進めているところでございます。発災時に円滑な被災者支援が実施できますよう、早期の設置に努めてまいります。

設置後は、災害中間支援組織を中心に、被災者援護協力団体を含め県内のN P O等との連携構築や運営体制の強化に取り組んでまいります。

◎31番（坂本茂雄君） 9月10日に、知事と桑名高知市長が、広域避難の問題について、今後の協定締結に向けて調整していくことのお話をされています。

広域避難の円滑化、このことは、災害基本法の改正の中でも触れられましたが、本県において、今後、広域避難所での避難生活が長期化することが想定される場合もあり、一時滞在後の二地域居住も含めた避難者の住居やビジネス、生活再建支援の課題についても、事前に整理しておくことが求められると思いますが、本県としてどのように取り組まれるのか、危機管理部長にお尋ねします。

◎危機管理部長（江渕 誠君） 広域避難が長期化した場合、自宅から離れた生活となることで、住まいの再建や健康、仕事、学校などにさまざまな課題が生じることが想定されます。こうした課題につきましては、広域避難を実際に行なった能登半島地震などの事例を参考にして、市町村の御意見も伺いながら整理してまいりたいと考えております。

その上で、課題への取り組みといたしましては、応急仮設住宅の確保や災害関連死を防ぐ対策、職場や学校のBCP策定など、既存の取り組みを含めて検討していく必要があると考えております。

◎31番（坂本茂雄君） 時間の関係で、少し質問をはしょりましたこととお許し願いたいと思いますが、いずれにしましても、先ほど、はた議員も言われました、県庁のこれからの施策、何としても共感が得られるような施策とするよう、知事に要請をして全ての質問を終わります。ありがとうございました。